

## 消費者団体訴訟制度・導入時を振り返って

2002年6月に国生審・消費者政策部会で「21世紀型消費者政策の在り方について」の議論が始まった。この1ヶ月前に全国消費者団体連絡会（以下、全国消団連）の事務局長に就任したばかりの私も、審議会委員としてこの議論に加わった。

2003年5月に答申がまとめられ、その中で「消費者団体による差し止め請求を制度化すべき」と打ち出された。

全国消団連は、この2003年11月に「消費者運動ビジョン」をまとめ、強化すべき取り組みとして、「団体訴権を活用する役割」を明確にした。

同じ年、日本生活協同組合連合会では、欧州連合（EU）の消費者政策、消費者組織の活動や法的基盤などの調査を行い、12月に「生協の消費者組織政策研究会 欧州消費者組織調査 報告書」をまとめている。

ここでは消費者被害救済、団体訴権制度等についても調査されており、特にフランスの団体訴権制度について、ヒヤリング内容、制度の概要一覧、消費者法典の添付などで詳しく報告されている。

この報告書は、その後の制度実現に向けた私たちの活動に、大いに役立つものだった。

ちなみに、内閣府国民生活局も、翌年04年9月に「諸外国における消費者団体訴訟制度に関する調査」報告書をまとめている。

全国消団連では、2004年4月に「消費者団体訴訟制度研究会」（以下、「研究会」）を設置し検討を進め、同年9月に要綱試案として提言をまとめた。

「研究会」には、会員の他、弁護士、司法書士、大学の先生、ジャーナリストの方々にもご協力いただいた。皆様にはそれぞれの仕事が終わってからご参加いただいたため、夜の会議となった。夜7時開始、9時には終わる約束だった。毎回その約束を守り、9時にはきっちり終わりにした。

しかし、皆まっすぐ帰宅せず、自然とその足はプラザエフ隣ビル地下の居酒屋へと向かった。そしてビールを片手に、またさっきの続きがはじまるのである。皆、前向きで、一生懸命だった。帰宅は大分遅くなることもあったが、とても充実した貴重な経験をさせていただいた。

こうして作り上げた要綱試案を内閣府に提出し、この制度の在り方議論に積極的に参加した。

国会集会、議員要請やロビー活動、学習会やセミナーなどにも取り組んだ。

2006年4月の「消費者団体訴訟制度の今国会での導入をめざす国会集会」には、全国から56団体180名が衆院第一議員会館 第1会議室に集まり、会場は熱気に満ちた。

国際消費者機構（アジア太平洋地域事務局）から、今国会での採択を願うメッセージも届いた。

各政党（自民、公明、民主、共産、社民）からも挨拶いただいた。皆さん集会参加者の多さにびっくりされながら、どの党からも制度成立に尽力する旨の発言があり、とても盛り上がった集会となった。

こうした私たちの活動とともに、消費者契約法制定以来、国や政党が制度導入に向けて動き出したこともあって、2007年6月にこの制度をスタートさせることができた。

この時はまだ、消費者契約法の不当勧誘行為と不当条項だけが対象の差止請求制度だったため不十分さは残ったが、まずは制度の早期実現という点で、貴重な第一歩だったのではないかと思っている。

（2026年2月）



元全国消費者団体連絡会 事務局長  
神田敏子